

日 時 平成30年12月27日（木）13時30分～

場 所 都道府県会館3階知事会会議室

一、平成31年度地方財政対策について

総務省自治財政局財政課 進財政企画官

平成31年度地方財政対策のポイント

- | | |
|------------|---|
| 1. 通常収支分 | 略 |
| 2. 東日本大震災分 | 略 |

平成31年度地方財政対策の概要

I 平成31年度の地方財政の姿

- | | |
|------------------------|---|
| 1 通常収支分（P1） … 資料のとおり | 略 |
| 2 東日本大震災分（P1） … 資料のとおり | 略 |

II 通常収支分

1～11	略
------	---

12 公共施設等の適正管理の推進（P9）

- 対象事業追加しているのが9ページの(1)の表の中の②。橋梁、都市公園施設等、下線が引いてあるところについて拡充している。
- ここで留意していただきたいのが、(2)事業年度の「⑥市町村役場機能緊急保全事業」について、平成32年度までとあるが、括弧書きが重要。
- これから事業着手する予定などの首長から、平成32年度で終わってしまうと事業完了が間に合わない、非常に心配だといった要望や質問が多々あり、こうした状況を踏まえて、今回このタイミングで経過措置についてしっかりと明記することとしている。
- 経過措置の内容としては、平成32年度までに実施設計に着手していれば、平成33年度以降も引き続きこの緊急保全事業使えるという内容になっているので、県内の市町村にこの旨しっかりと周知していただければと思う。

医師確保対策に係る地方財政措置の創設 ～

以下、すべて略

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行的られるためには、業務を行的場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年度に創設

対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：起債対象経費の90%以内

交付税措置：起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※ 地方債の充当残については、基金の活用が基本

期間：緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ **ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置**

起債対象経費

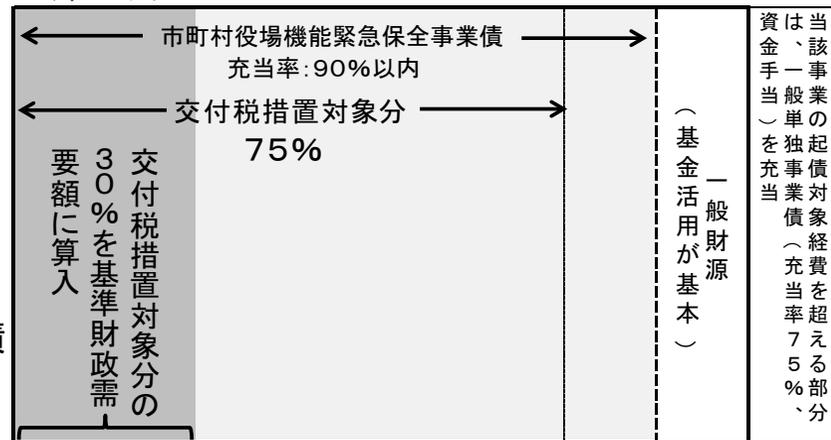
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※ 対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※ 標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※ 用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応

<イメージ>



起債対象経費